

国自情第 2 3 5 号
平成 23 年 3 月 30 日

東北運輸局自動車技術安全部長 殿

自動車交通局技術安全部自動車情報課長

被災地域における新規登録等の申請について

平成 23 年東北地方太平洋沖地震の被害により、一部の市町村において印鑑登録証明書の交付が困難となっている状況に鑑み、新規登録（道路運送車両法第 7 条）又は移転登録（同法第 13 条）の申請があった場合の取扱いは、下記のとおりとする。

なお、この通達に基づく取扱いについては、それぞれの市町村において印鑑登録証明書を交付する機能が回復されるまでの期間とする。貴運輸局において情報収集の上、機能回復に伴う適用地域の変更があった場合には、その都度、当課に連絡ありたい。

また、本件特例措置による新規登録及び移転登録の書類は通常書類とは別綴じとし、保管期間は 10 年とされたい。

記

1. 適用地域

岩手県（陸前高田市、大槌町、釜石市、宮古市）

宮城県（石巻市、気仙沼市、亘理町、山元町、七ヶ浜町、女川町、南三陸町）

福島県（新地町、南相馬市、川内村、富岡町、双葉町、広野町、楡葉町、大熊町、浪江町、葛尾村）

2. 提出書類の特例

所有者（移転登録においては新所有者のみ）が、適用地域に住所を有し、印鑑登録証明書の取得が困難な場合、以下をもって、当該所有者に係る印鑑登録証明書の提出及び実印の押印に代える。

① 所有者本人からの申請の場合

- ・所有者の申請書への署名
- ・本人確認書面（登録事項等証明書交付請求の際に求める身分証明書：免許証等）の提示及び写しの提出

② 代理人による申請の場合

- ・所有者本人が署名した委任状
- ・所有者の本人確認書面（登録事項等証明書交付請求の際に求める身分証明書：免許証等）の写しの提出
- ・代理人の本人確認書面（登録事項等証明書交付請求の際に求める身分証明書：免許証等）の提示

3. 印鑑登録証明書の後日確認

上述特例措置により登録が行われた場合、後日、直近の登録等申請の機会において、当該所有者の印鑑登録証明書の提出を求め本人確認するものとする。

4. 備考欄への対応

この通達により印鑑登録証明書に代わる書面で登録を行った場合には、自動車検査証の備考欄に以下の記載を行う。ただし、後日印鑑登録証明書が確認出来た場合には、同記載を削除するものとする。

（備考欄記載内容）

「◆平成 23 年東北地方太平洋沖地震の影響により、登録令第 16 条に基づく印鑑登録証明書の確認ができておりません。」